

# 泉崎村農業委員会定例総会（3月）議事録

## 1 開催の日時及び場所

日 時：令和8年3月13日（金）午後1時30分から

場 所：泉崎村役場第1会議室

## 2 会議構成人員（11名）

出席農業委員（8名）

1番 箭内 一美 委員  
2番 佐川 ヒロ子 委員  
3番 和泉 輝代 委員  
4番 大森 秀樹 委員  
5番 穂積 正徳 委員  
6番 菊地 信治 委員  
7番 大野 厚海 委員  
8番 有賀 路夫 委員

推進委員（3名）

泉崎① 鈴木 勝美 委員  
瀬知房 鈴木 勝 委員  
北平山 小林 富美雄 委員

## 3 本日の提出議案

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第16号 泉崎村農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部を改正する規則について

## 4 議事録署名人

5番 穂積 正徳 委員

6番 菊地 信治 委員

## ■開 会

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今より3月定例総会を開催いたします。始めに会長より挨拶をお願いいたします。

## ■会長挨拶

(会長)

皆さん、こんにちは。本日は少し寒いですね。体調管理には、十分気を付けてください。本日の案件は、4件あります。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

会期の決定及び議事録署名人の選任について、会長よりお願いいたします。

## ■会期の決定及び議事録署名人

(会長)

本総会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(会長)

本日1日とすることに決しました。

議事録署名人は「5番 穂積正徳委員」「6番 菊地信治委員」にお願いします。

(会長)

では、議事に入ります。「議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について」地区推進委員 鈴木勝美委員より現地状況の意見をお願いします。

(鈴木勝美委員)

9日に、我々委員と事務局、申請者の●●さんと●●さんの代理人の方の6名で現地確認を行いました。畑の北側と西側に、軽トラックが通れるくらいの通路が造ってあり、管理しやすくなっていました。通路部分が含まれているので、実際の耕作面積は見た目小さく感じます。南側の道路には、側溝が入っていて、舗装道路への影響もないと思われます。現時点の草刈等の管理も良好でありました。以上、問題点はないように感じられます。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員 大野厚海委員の意見をお願いします。

(大野厚海委員)

9日に、現地確認を行いました。畑として十分管理されており、直ぐにでも耕作できる状態です。新規就農ということも、加味したいです。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について」地区推進委員 鈴木勝委員より現地状況の意見を願います。

(鈴木勝委員)

3月9日、我々委員と事務局、申請者の●●さんと●●さんの代理人の方の6名で現地確認を行いました。譲渡人の●●さんは元々、●●の方ですが、現在は西郷村で営業をされています。家に戻ることはなく、土地の処分を考えているようです。境界もはっきりしており、問題ありません。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員 佐川ヒロ子委員の意見を願います。

(佐川ヒロ子委員)

3月9日、我々委員と事務局、申請者の●●さんと●●さんの代理人の方の6名で現地確認を行いました。畑は、●●さんが管理しており、今回譲受けるようです。耕作もされており、問題ありません。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見を伺います。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」地区推進委員 小林富美雄委員より現地状況の意見を願います。

(小林富美雄委員)

3月9日10時30分、我々委員と事務局、申請者の代理人の方の5名で現地確認を行いました。道路敷きの角地に境界の目印の石があるのですが、少し出ているようなので再度確認するよう話しました。盛土をするようなので、隣地との境をきっちりし、水路もあるので、役所との確認もするよう話しました。9月末完成ということでした。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員 菊地信治委員の意見を願います。

(菊地信治委員)

3月9日、我々委員と事務局、申請者の代理人の方(申請者の父親)の5名で現地確認を行いました。場所的には、県道の直ぐ脇で、形的にもいびつで、農地としては使いづらかったと思われます。大雨の時は、水が溜まる場所でした。駐車場として利用するため、特別な構造物はなく、隣の農地へも影響がないようにするとのことで、問題ないと思われます。ただ、土側溝なので泉崎土地改良区と話し合い、側溝を入れたいと話していました。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第16号 泉崎村農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部を改正する規則について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第16号 泉崎村農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部を改正する規則について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが何か質疑等ございますか。

(意見・質問なし)

(会長)

質疑がないようなので決裁をとります。

「議案第16号 泉崎村農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部を改正する規則について」原案のとおり定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第16号 泉崎村農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部を改正する規則について」原案のとおり定めることに決しました。

(午後：2時8分)

## ■その他

(会長)

以上で本日の案件は終了しますが、その他、事務局から何かございますか。

(事務局)

令和8年度標準農作業賃金について

## ■次回定例総会の日程について

(会長)

以上を持ちまして、本総会の日程が終了しました。

次回の定例総会について4月15日(水)午後1時30分からにすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

## ■閉会

(会長)

以上をもちまして泉崎村3月定例農業委員会総会を閉会といたします。お疲れ様でした。

(午後：2時35分)

## 3月定例農業委員会総会議事録署名人

この会議録は、事務局の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

5番

---

6番

---